



請願第1号

2015年 5月31日

和気町議会 議長 草加 信義様

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願

紹介議員 氏名 柴田 淑子 (印)
 氏名 山本 (印)
 氏名 西中 純一 (印)
 氏名

請願団体 全日本年金者組合
 岡山県本部 委員長 東 都支男
 備前支部 支部長 坪本 純一 (印)
 備前市伊部1326-7 東備民主商工会内

貴職におかれましては、住民の生活向上と福祉増進へ尽力されていることに敬意を表します。

さて、厚生労働省は、昨年「全国消費者物価指数」(+2.7%・総務省)を受けて、1月30日2015年度年金を0.9%増額改定すると発表しました。物価が2.7%上がったにも拘らず、年金は0.9%しか上がりません。これは、「マクロ経済スライド」の初めての適用などによるものです。高齢者の貧困化が深刻ななか、年金の大幅な実質低下は年金受給者の生活に大きな打撃を与え、生存権を脅かします。

その上、政府・厚生労働省は「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間年金を下げ続けることを見込んでいます(「平成26年財政検証」結果にて)。しかも、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする見直し法案も準備しています。

30年間にもわたる年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。低賃金と非正規労働者が増えるなか、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超えました。この人たちの将来の年金も心配されます。

年金引き下げの取りやめは切実な願いです。将来の高齢者、つまり現在働いている方々にとっても同様です。また、無年金・低年金の方々の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金制度」の創設も待ったなしです。

さらに、隔月払いの年金支給を毎月払いにすることは、年金受給者の切実な願いであり、国際標準に合わせることであります。これはすぐにでも実現できる課題です。

よって、下記について意見書を採択し、地方自治法99条にもとづき関係各方面に送付くださるよう請願いたします。

記

- 1、年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること
- 2、全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること
- 3、現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすること

以上

和気町議会議長 草加信義 様



国民を外国の戦争に駆り立てる安保法制の推進をただちに中止し、日本国憲法に基づいて武力によらない外交を推し進めるよう政府に求める請願

紹介議員 柴田淑子



西中純一



請願者

岡山県和気町足所433番地

要旨

和気郡革新懇代表
草加昭貳



日米防衛協力のための指針（ガイドライン）改訂に呼応して、国内法において国民を外国の戦争に駆り立てる安全保障関連11法（戦争立法）の推進をただちに中止して、日本国憲法に基づき武力によらない外交を推し進めるよう政府に対して求める意見書採択するよう求めます。

理由

政府は国際平和支援法（海外派兵恒久法）をはじめとする安全保障関連法を推し進めていますが、これらの戦争立法案は昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化するものであり、これまで半世紀以上にわたって政府が違憲と説明してきたことを実行しようとするための法案です。

また、これらの法案は日米ガイドラインの改訂に合わせて地球的規模でアメリカと一緒に戦争を推し進めるための法案であり、これまでの地理的制限や戦闘地域以外の制限、国連決議の制限などが取り払われ、日本への武力攻撃がなくても石油供給に影響が出るなど経済基盤が脅かされる場合にも防衛出動を可能にするなど、どこから見ても戦争放棄を定めた日本国憲法から逸脱するものです。

戦闘地域で同盟国の戦争を支援する行為は、どんなに言い繕っても戦争に参加する行為であり、自衛隊員や民間の支援員及び近隣に滞在する国民の生命を危険にさらす行為です。

日本が戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、国際紛争を武力ではなく話し合いによって解決しようとする決意を持って制定した日本国憲法に基づき、世界各国に対して平素から民生支援に力を尽くしてきた日本の国際的信用がこれらの戦争立法によって壊されてしまい、海外だけでなく日本国内の国民の生命をも危険にさらされる可能性があります。

政府に対して、世界中の国々、とりわけ近隣諸国との友好関係を確立し、ともに豊かになるような外交を進め、防衛費を削減し、格差の是正、社会保障や教育・文化の充実などによって国民の生活を豊かにする政治を推し進めるよう求めます。



陳情第2号

2015年5月20日

和気町議会 議長 様

住 所 岡山市北区下石井1-4-1
全労働岡山支部内(事務局)
団体名 岡山県国家公務員労働組合共闘会議
議 長 萩野 敦



住民のいのちと暮らしを守る公務・公共サービス拡充にむけた要請書

日頃より地方自治の発展と住民の暮らしと福祉の向上にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、「骨太の方針2014」で政府は、「経済再生と財政健全化の好循環」として、「公務部門の改革」を掲げ、①「業務の質と効率性を向上」をめざす独立行政法人の業務運営と、一昨年12月に閣議決定した「独立行政法人改革に関する基本的な方針」にもとづく法人の統廃合と特別会計の廃止、②「国家公務員の人事管理・総人件費等に関する基本的な方針」と「機構・定員管理の基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しました。これ以上の定員削減は、行政機関の機能を脆弱にし、国民の権利保障機能の低下を招くことは明らかです。

また、昨年8月、人事院は、政府の要請により、中央官庁優遇、地方切り捨ての給与制度の総合的見直しを勧告し、自公政権は法改正を強行しました。総務省は地方自治体にもその実施を強要しましたが、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は勧告当日に声明を発表し、その中で「地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては(中略)結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。」と指摘しており、地方6団体も10月に出した要請書で同様の指摘を行っています。

私たちは、政府が2017年4月に実施するとしている消費税増税の中止とともに、国民の命と暮らしをまもるために、公務員総人件費に断固反対し、憲法にもとづく国や地方自治体の責任を果たすために公務・公共サービスの拡充を求め、住民との共同した運動をとりこんでいます。医療、福祉、教育や雇用をはじめ、防災、治水、財産保全など国の責任において行われ、地域で暮らす人々が安心・安全な生活を送ることは地域活性化の基本であり、政府の掲げる「地域創生」にもつながるものです。

つきましては、下記の事項について要請します。

記

1. 憲法の生存権や教育権にもとづき、国民のいのちと暮らしを守る地方自治体づくりや、地域経済を活性化する施策を充実させるため、国や関係諸機関に働きかけを行ってください。
2. 国の出先機関の廃止、地方移管を行わず、出先機関を国の責任で存続・充実させるよう国や関係機関に働きかけてください。
3. 公務・公共サービスの充実などについて私たちと懇談の場を設けてください。

以 上



陳情第3号

2015年5月22日

和気町議会
議長 草加 信義 様

岡山県労働組合会議
議長 花田 雅



「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」 の採択を求める陳情

【陳情の趣旨】

働く現場で、体調不良を訴える労働者が続出しています。仕事に追われ、あるいは生活を支えるために、睡眠時間を削って働き、心身の健康がむしばまれていく労働者は少なくありません。また、不安定な雇用と劣悪な処遇が「うつ・不安障害」を発症させる傾向を高めることも、公衆衛生学の研究から明らかとなつていますが、そのリスクを抱える非正規雇用は増加の一途をたどっています。

労災保険の給付決定数でみると、過労死事案は毎年100件以上、未遂も含めた過労自殺事案も加えると200件前後にのぼります。警察庁調べでは、仕事が主な原因とみられる雇用労働者の自殺者数は毎年2000人前後にのぼります。こうした事態をふまえ、先の国会では「過労死等防止対策推進法」が全会一致で制定されました。政府は、同法に基づく対策の具体化に着手するとともに、働き過ぎ防止に向け、労働時間法制の見直しを行う調査審議を労働政策審議会に諮問し、法案をまとめさせました。

ところが、今国会に内閣が提出した「労働基準法の一部改正法律案」と「労働者派遣法の一部改正法律案」は、働き過ぎの防止や不安定雇用の濫用に歯止めをかけるどころか、規制緩和によってむしろ事態を深刻化させるものとなっています。

労働基準法については、業務量や納期等を決める権限を持たない労働者について、一定の賃金や職務等の要件を満たせば、有休休暇を除くすべての労働時間規制の適用から除外可能とする制度の新設や、所定時間働いたと「みなす」ことで、時間外労働を行ってもカウントしない裁量労働制の対象拡大を行なおうとしています。また、労働者派遣法については、専門性の有無による規制をなくし、派遣先会社が望めば、派遣労働を常用的に受け入れ続けることができる制度にしようとしています。

いずれの法案も、雇用の在り方に重大な悪影響を及ぼすおそれが高く、労働政策審議会の労働者代表委員、主な労働団体、弁護士団体等は制定に反対しています。

日本の長時間労働をなくすためには、他の先進諸国で制定されている労働時間の上限規制や、勤務の終了と開始の間に一定時間の休息時間をおく勤務間インターバル規制（EUでは11時間の休息時間規制がある）等を、労働基準法の中に盛り込む必要があります。また、労働者の雇用不安をなくし、処遇を改善するには、有期労働契約や派遣労働契約の濫用を防止するための法規制の強化が必要です。今、国がなすべきことは、これらの法制度整備を行い、働き過ぎや不安定な雇用、差別的な処遇を防止し、労働者が安心して生き生きと働くことができる環境を整えることです。

以上より、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情いたします。

以上



陳情第4号

2015年5月29日

和気町議会

議長 草加 信義 様

岡山県労働組合会議
〒700-0900
岡山市北区春日町
議長 花田 雅行

「安全保障関連法案の策定の中止を求める意見書」採択を求める陳情

【陳情趣旨】

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今国会に提出しました。今回の「平和安全法制整備法」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認め、自衛隊が、殺し、殺される戦闘をおこなうことに道をひらくものとなっています。

「周辺事態法」の一部改正案では、「重要影響事態」（＝日本の経済や社重要な影響を与える事態）と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を可能にしようとしています。また、「武力攻撃事態法」も改定し、日本が攻撃されていないのに「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦するしくみをつくろうとしています。さらに、自衛隊法を改定して、自衛隊員の武器使用を大きく拡大し、米軍への物品・役務の提供も行うことにしようとしています。国連平和維持活動（PKO）法も改定し、国連決議のない活動にも自衛隊の派遣を可能にしようとしています。このように、一つ一つが重要な法案を「一括法案」としていることも許されません。

さらに、米国の戦争を支援するために、いつでも、どこでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法を「国際平和支援法」という名で提案しています。自衛隊がおこなう支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。これらは、4月末再改定したガイドラインの内容を反映したものであり、まさに日米が協力して戦争する国づくりをすすめるものです。

このような「安全保障法案」は、「戦争法案」と言わざるをえません。まさに、憲法9条の解釈改憲であり、立法改憲です。今年には戦後70年という節目の年です。「戦争だけはいやだ」との思いを国民は胸に刻んでいます。日本を、二度と「戦争する国」にしてはなりません。実際、朝日新聞社が行った全国世論調査では、安全保障法制の関連11法案について、いまの国会で成立させる必要性について、「必要はない」60%が「必要がある」23%を大きく上回っています。

今年には、戦後70年の節目の年である。岡山県においても、米軍機B29により焼夷弾が投下され岡山市街地の中心部80%が焼き尽くされました。空襲により2000人の尊いいのちが奪われ、多くの戦死者が出たことを私たちは忘れません。自治体には住民の命と暮らし・安全に責任を負っています。日本が、戦争をする国へと歩もうとすることを看過することはできません。

以上より、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情いたします。

以上